

## <答弁>

○市長（河村 孝さん） それでは、私から幾つか御答弁させていただきます。

まず、質問の 21、図書館やコミュニティ・センターの子どもたちへの開放についてでございます。図書館やコミュニティ・センターにつきましては、これまでも子どもたちの地域での居場所としての機能を担っており、コミュニティ・センターでは子どもの専用スペースを設けているところも多くございます。子どもたちが、遊びや自主学習の場として幅広く利用されているというふうに認識しているところでございます。見守り役のスタッフの配置につきましては、人材の確保などいろいろ課題があるとは考えますけれども、庁内の関係部署で連携しながら、子どもたちの居場所について検討していくことは必要なことだというふうに思っておりまして、御提案は正面からちゃんと受け止めさせていただきます。

次に、質問の 22、廃園予定の幼稚園跡地の子どもたちの居場所等の活用についてでございます。不登校などの困難を抱える子どもたちにとって、気兼ねなく遊ぶことができるサードスペース的な居場所が確保されていることは大切なことと認識しております。子どもたちの多様な居場所づくりにつきましては、社会福祉法人やNPO法人など、民間ベースでも活動しておりまして、様々なノウハウをお持ちの方がたくさんいらっしゃるということは認識しております。なお、御提案のありました当該土地につきましては、私のほうにも様々な要望が市民の方から届いております。ただ、土地所有者の方が別にいらっしゃることから、市としてどのように活用するというをその関係を抜きにして述べることもできませんので、現段階では申し上げることは差し控えさせていただきます。ただ、今の質問の 21 のほうでもお答えしましたように、サードスペースの必要性は十分認識しているということで、この御指摘の土地、どういう形になるか分かりませんが、ここもすばらしいところだなというふうな認識はしております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○教育長（貝ノ瀬滋さん） 私からは不登校に関わりまして、不登校専任教員の配置に関することについてお答えいたします。

ほかの自治体で先行的に実施しております不登校専任の教員の配置については、増加傾向にあります不登校児童・生徒に対してきめ細かな対応が期待できるのではないかと注視はしているところであります。ただ、これは非常に厳しい基準でありまして、なかなかこれは配置が難しいという現状はありますが、議員御提案の職務内容は、教員としてもかなりのスキルが求められるものと思います。東京都の正規教員として配置されるのであれば大変有効であると思いますが、三鷹市独自の配置ということになりますと、経験やスキルがある人材の確保が、教員不足と言われるこの御時世では大変厳しいと言

わざるを得ません。また、財政上の課題も大きいと考えます。

長期欠席、不登校状況にある児童・生徒への支援には様々な支援策が考えられます。そういった選択肢の1つとして、不登校専任教員を配置する際の課題を整理して、既に導入している自治体の事例を参考にしながら、今後、長期欠席・不登校状況にあります児童・生徒への支援の在り方に関する研究会においても検討を進めていきたいというふうに考えています。

それから、保護者同士の情報共有の場を学校ごとに設置することについてということですが、保護者同士によるピアサポートの機会を創出することにつきましては、その必要性を認識しておりまして、さきに開催いたしました長期欠席・不登校に関する研究会でも、委員から御意見をいただいております。学校ごとに設置することにつきましては、そのニーズを把握した上で、充実した情報共有の場にするために、どのように運営していくかの方針等を定めてから展開していく必要があると考えております。教育委員会といたしましては、まずは適応支援教室A-Roomがありますので、そのA-Roomにおいて保護者同士が話し合える場を7月に設定して、ここから輪を広げていけるよう、取組を進めていきたいというふうに考えています。

それから、私からの最後ですけど、下連雀の幼稚園跡地にプレーパーク兼不登校の子どもたちの居場所、サードスペースを設置することについてということですが、これはもちろん子どもたちにとって、居場所の選択肢が多いということは望ましいと考えておりますが、御指摘の幼稚園の状況につきましては、率直に申し上げて教育委員会としては詳細は承知しておりませんので、御提案の内容については、現在のところ、今、控えさせていただきたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 市長の答弁に補足して、私からは質問の1から10までにお答えさせていただきます。

まず、質問の1、保育園における補助金不正受給の事実経過についてでございます。三鷹市内に平成31年4月開設のみたいぐコスモ保育園の施設整備に係る補助金の過大受給については、令和5年1月19日に、運営事業者である株式会社コスモズから過大受給に伴う補助金返還について申出がありました。その後、同年3月14日に、過大受給に係る経緯等について、当該株式会社の顧問弁護士による調査報告書が提出されました。しかしながら、当該事業者からは、顧問弁護士による報告書には内容にそごがあるですとか、内容に承服しかねる部分があるとの発言があったため、市としては、この報告書を受理せず、法人としての正式な見解を示した報告書の提出を依頼したところです。

これを受けまして、今年5月15日には、新たにさきの顧問弁護士を含まない3人の弁護士で構成する社外調査委員会による株式会社コスモズ宛ての報告書が、当該株式会社から市宛てに電子メールにて送られてまいりました。その際、後日改めて社の者を来

庁させるとの説明がありましたので、その日程調整をこの間行っていたところでございます。

日程調整について再三の催促の末、去る5月30日によく電子メールにて、来庁は6月中旬頃になる予定との連絡がありました。5月15日に社外調査委員会が株式会社コスモズに提出した報告書をもって市への報告書とするのか否かも含め、三鷹市としては、その来庁時に株式会社コスモズからの説明を詳細に受けた上で、当該運営事業者から市への正式な報告書を受領したい、このように考えています。

次に、質問の2、補助金の国庫支出金、都支出金、市費の内訳についてでございます。当該事業者から市に対する正式な報告書がまだ提出されておらず、したがってその内容の検証、事実確認等ができない状態ですので、返還していただくべき金額や、国、都、市におけるその割合等も、今のところ正確には把握できない状況でございます。

次に、質問の3、補助金の過大受給分の返還予定についてでございます。令和5年1月19日に当該運営事業者が来庁した際に、補助金を含め財務に関して内部調査をした結果、補助金の交付申請に際し、本来補助金の対象外となる経費を対象内として記載し交付を受けていたため、過大受給分についての返還の意思があるとの説明を受けたところです。その後、事業者からの内部調査の結果や外部調査委員会による調査の結果について正式な説明を受けていませんので、正確な返還額の確定には至っておらず、したがって補助金の返還時期についても現時点では未定となっております。

質問の4、補助金の他社への流れについてでございます。一部報道に見られる、補助金の一部が当該事業者が経営する別の会社に広告費として支払われていたとする事案につきましては、市宛ての正式な報告書が提出された後に厳正に調査をしたい、このように考えております。

次に、質問の5、事業の項目の付け替え以外の水増し請求についてでございます。当該補助金交付申請の審査に当たりましては、申請書とともに、工事に関わる契約書——これは設計と工事に係るものでございますが、そのほか見積書、内訳明細書及び請求書、領収書を提出していただくこととしています。これらの資料に基づいて、補助対象の範囲の確定及び補助金額の算定を行っています。したがって、施工主である保育園の運営事業者、設計事業者、工事施工業者が一体となって意図的に補助金申請書類を改ざんした場合には、これを見抜くことは極めて難しい状況でございます。

次に、質問の6、補助金の返還にとどまらない対応についてです。補助金の返還にとどまらない対応については、市宛ての正式な報告書が提出された後、内容を精査の上、今回の件が悪意による意図的な行為なのか否かの判定も踏まえて、しかるべき対応を検討していきたいと考えています。

質問の7、他の保育園の建設費補助金の実態のチェックについてです。補助金の交付について、適正さが確保されなければならないことは今さら申し上げるまでもないところですが、保育園の待機児解消に向けて、この間、国や東京都の施策としても民間事業

者による施設整備を後押しし、多くの保育園整備が進められる中で、市における事務も非常に繁忙となり、補助金審査においてミスが発生しやすい状況もあったところですので、今回の件を受けて、4月以降、ほかに過大受給の事例がないか、既に調査を実施、継続しているところでございます。

次に、質問の8、補助金のチェック体制が十分であったかの検証についてでございます。当該補助金交付申請の審査に当たっては、申請書とともに工事に係る契約書、見積書、内訳明細書及び請求書、領収書、これらを提出いただいております。必要に応じてヒアリングも実施しながら、これらの資料に基づいて補助対象の範囲の確定及び補助金額の算定を行っています。この審査、確認の方法は、基本的に他の自治体においても同様の手続を踏んで実施しているものです。しかしながら、保育園を整備する設置事業者、設計業者、工事施工業者によって作成された申請書や契約書等については、仮に意図的な改ざん等があった場合には、その審査において見抜くことが難しいということでございます。

次に、質問の9、市内の保育園の運営費のチェックについてです。運営費に関わる補助金のチェックについては、毎月提出される資料の中にございます保育士の名簿、それから賃金の台帳、こちらを照合、チェックを行いまして、重複の受給や過大受給等がないよう確認を行っているところです。また、数年ごとに、東京都及び市でそれぞれ実施する指導検査において、会計経理を含む全般的なチェックを行っているところです。

質問の10、補助金過大受給の再発防止、保育園運営事業者のコンプライアンスについてでございます。再発防止に向けて、既に近隣自治体とも情報交換しながら検討に入っていますが、提出書類の追加、あるいは専門家による審査の導入など、様々な視点から検討を加えていく必要があると考えているところです。また、保育園運営事業者のコンプライアンスを高める方策については、三鷹市単独によるものというよりも、広域的に統一して指導や啓発を徹底することがより効果的であると考えますので、東京都との連携も視野に検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○**教育委員会事務局教育部長**（伊藤幸寛さん） 私からは教育長の答弁に補足をさせていただきます。不登校の子どもたちの保護者の支援についてお答えいたします。

質問の11点目、市内の不登校とされる子どもの人数と理由です。令和3年度における市内小・中学校の不登校とされる児童・生徒数は128人で、内訳としては小学校60人、中学校68人です。不登校の主な理由といたしましては、本人の無気力や不安、家庭の状況や親子関係、学業不振などが挙げられます。

次に、12点目、感染不安等で欠席する子どもへの対応です。令和3年度、4年度には、家族の濃厚接触者となったり、同居家族に基礎疾患のある方や高齢者がいるため登校を控えたい、このような児童・生徒も一定数いました。令和3年度では、コロナ回避

の、登校を控えている方は92人と報告されています。

不登校児童・生徒も含め、学びを止めないために、希望する全ての子どもたちが自宅でリモート授業を受けることができるよう、授業配信の環境を整え、市内全ての学校でリモート授業を実施しました。今年度は、市内の小・中学校に感染不安による欠席者はいませんが、感染不安も含め、今後も登校できない児童・生徒がいる場合には、学習用タブレット端末などを活用したリモート授業など、子どもたちの学びを止めないための必要な教育活動を実施してまいります。

13 点目、別室登校を希望する児童・生徒への対応です。現在、別室登校を希望する児童・生徒は、小学校3名、中学校9名です。図書室や保健室、カウンセリングルームなどの別室で対応しておりまして、複数の場所を確保し、居場所づくりに努めております。別室を利用する日数としては、週に1日から3日の児童・生徒もいれば、毎日利用している児童・生徒もあり、空き時間の教員やスクールカウンセラーと学習等を行ったり、特定の教科のみ教室に入って学習をしたりするなど、児童・生徒の実態に応じた対応と支援を行っております。

14 点目、課題提出の対応です。授業で配付したプリントや課題及びテストにつきましては、放課後等に担任等が家庭へ届ける等の対応や、学習用タブレット端末での配信などを行っております。また、提出についても、担任等が配付物などを届けるために家庭を訪ねた際に課題を回収する、あるいは学習用タブレット端末の課題提出機能を活用して提出をしていただいております。中学校の定期考査につきましては、登校して受験してもらうことを原則としておりますけれども、別室での実施でありますとか、時間差での実施等の配慮をしながら、柔軟に学校において対応しているところです。

15 点目、運動会や校外学習への参加です。本人及び保護者の意向を事前に把握いたしまして、行事等への参加を希望される場合には、できる限り参加できるよう学校体制を整えております。また、本人の不安を取り除くための事前学習につきましても、個別に対応するなど、状態に応じた丁寧な対応に努めております。

一方、不登校状況にある児童・生徒の中には、こうした運動会等の行事そのものが不登校に起因している可能性などがある子どももいますので、慎重に対応するよう配慮しております。また、運動会や校外学習に参加できなかった場合には、本人及び保護者の意向を伺いまして、御希望があれば、実施した内容の写真等の資料を提示し、事後の学習について支援を行っている学校もあります。

次に、質問の16点目、評価のつけ方と評価がつかないことへの将来への影響等についてというお尋ねです。不登校状態にある児童・生徒の評価は、学校長の判断によりまして、提出物や放課後登校した際に実施したテストなど、評価材料をできるだけそろえまして、可能な限り評価をしております。児童・生徒の学習意欲に応えるためにも積極的に評価を伝えていますが、どうしても評価がつけられない場合は、保護者にその旨を伝えまして、その後の学習支援の方法等を相談しております。また、都立高校受験にお

ける調査書点につきましては、各高等学校で、極力受験生に不利益とならないような配慮を講じていただいていると聞いているところです。

次に、18 点目、不登校に戸惑う保護者の対応についてです。子どもの不登校という事態に直面した保護者の方は、戸惑うことも多いのかなと思います。その対応につきましては、基本的に学級担任や学年担任等が対応していますが、保護者との面談や頻繁な電話等によりまして、不登校児童・生徒の状態に応じた適切な支援や働きかけについて、保護者の方と課題意識を共有して一緒に取り組むように支援をしております。また、不登校の要因、背景によっては、教育委員会事務局の指導課でありますとか、総合教育相談室、スクールカウンセラーが対応するなど、学校と連携しながらきめ細かな支援の実施に努めております。

次に、19 点目、将来の進路に関する情報提供についてです。学校で使用している進路に関するプリントや指導資料等の情報につきましては、各学校から保護者のお手元に届くよう対応しております。あわせて、都教委から配付される都立高校の入学に関する資料でありますとか、私学協会から配付される資料については、不登校生徒を含めた全生徒に配付をしております。また、最近、デジタル版リーフレットを発行している学校も増えていきますので、学習用タブレット端末も活用しながら、こうした周知も行っているところです。多様な進路の選択がある中で、本人や御家庭が特に求めている情報があれば、学校と家庭との連絡の機会の際にお伝えいただきながら、必要な情報をよりきめ細かく提供できるよう努めております。

私からは以上です。

○都市再生部長（久野暢彦さん） 私からは市長の答弁に補足しまして、質問の 24 から一番最後の 30 までお答えいたします。

質問の 24、プラントヤードに係る騒音、振動、粉じん等について、質問の 25、管路の設置に係る安全性、騒音、振動対策について、一括してお答えします。

プラントヤードに係る騒音、振動の発生状況等について、事業者より説明を受けております。また、粉じんの発生はないと聞いております。管路の設置に係る安全性や騒音、振動対策についても、事業者より説明を受けております。

質問の 26、地盤補修工事区域の家屋調査について。地盤補修区域の周辺家屋について、御希望に応じて家屋調査を実施すると、オープンハウス等で案内していると聞いております。

質問の 27、大深度使用認可と施工する会社についてです。市は、大深度地下の使用認可について答える立場にありませんが、それぞれのトンネルは、一連の工事として、同一事業者で施工することが望ましいとの理由から、協定を締結して行っていると事業者から聞いております。

質問の 28、中央ジャンクションの地上部の市民開放について。陥没に伴う工事の遅

延により、上部空間を利用できる時期が見通せない状況にあります。そこで、工事期間中の施工ヤードの一部を暫定的に地域へ開放するよう事業者へ要望しました。その結果、前向きに検討するとの回答を受けているところでございます。

質問の 29、他事業の設計ミスに伴う点検について。外環事業の中央ジャンクション（仮称）における設計と施工については常に検査をしていることから、確実な品質を管理していると事業者から聞いております。

質問の 30、市域外の工事に係る情報提供について。事業者に対して、市域外の内容についても広く情報提供するよう、引き続き求めていきます。

以上です。